

あいち銀行「なごやめし支店取引規定」新・旧対比表

改正前	改正後	改正理由
なごやめし支店取引規定 2025年1月1日現在 本規定は、お客さまとあいち銀行なごやめし支店(以下、「当店」といいます。)との間で、第1条に規定する取引を行う場合の取り扱いを定めたものです。本店と取引を行う場合は、下記条項のほか、本規定第19条に定める各取引規定が適用されることに同意したものとして取り扱います。 第1条. 本店との取引範囲 1. お客さまは、本規定に基づき総合口座を開設し、次の各号に定める取引をご利用いただけます。本店の取引では通帳・証書は発行いたしません。なお、取扱商品については、当行ホームページに掲示します。 (1) 普通預金取引 (2) 定期預金取引 (3) その他当行所定の取引 2. 前項各号の取引は別途当行が定める各取引規定に基づくものとします。 3. 旧中京銀行で開設した本店の総合口座は、当座貸越ができません。ただし、あいち銀行で開設した総合口座は、当座貸越ができます。 第2条. 取引の開始 1. 本店と取引が行えるお客さまは、日本国内に居住する個人の方に限らせていただきます。本店の口座を事業性資金の管理目的で利用することはできません。 2. 本店と取引開始に際して開設される総合口座は、お客さま一人につき1口座とします。口座開設にあたっての本人確認は当行所定の手続きによります。 3. 本店の取引開始に際しては、I Cキャッシュカードを発行します。 4. 本店の取引開始に際しては、お客さまは原則、スマートフォン向けアプリケーション「あいぎんアプリ」、個人向けインターネットバンキング「あいぎんA i ダイレクト」を別途契約するものとします。 5. 第1条に規定する取引は、お客さまが本規定を承認し、お客さまのスマートフォン等を使用し、当行所定の方法でお申し込みになり、当行がこれを受付し、承認した場合に開始できるものとします。 6. 本店以外の当行本支店から、取引店の変更をすることにより、本店と取引を開始することはできません。また、本店の取引を本店以外の取引に変更することはできません。 (以下、変更なし)	なごやめし支店取引規定 2026年7月21日現在 本規定は、お客さまとあいち銀行なごやめし支店(以下、「当店」といいます。)との間で、第1条に規定する取引を行う場合の取り扱いを定めたものです。本店と取引を行う場合は、下記条項のほか、本規定第19条に定める各取引規定が適用されることに同意したものとして取り扱います。 第1条. 本店との取引範囲 1. お客さまは、本規定に基づき総合口座または普通預金口座を開設し、次の各号に定める取引をご利用いただけます。本店の取引では通帳・証書は発行いたしません。なお、取扱商品については、当行ホームページに掲示します。 (1) 普通預金取引 (2) 定期預金取引 (3) その他当行所定の取引 2. 前項各号の取引は別途当行が定める各取引規定に基づくものとします。 3. 旧中京銀行で開設した本店の総合口座は、当座貸越ができません。ただし、あいち銀行で開設した総合口座は、当座貸越ができます。 第2条. 取引の開始 1. 本店と取引が行えるお客さまは、日本国内に居住する個人の方に限らせていただきます。本店の口座を事業性資金の管理目的で利用することはできません。 2. 本店と取引開始に際して開設される総合口座または普通預金口座は、お客さま一人につき1口座とします。口座開設にあたっての本人確認は当行所定の手続きによります。 3. 本店の取引開始に際しては、I Cキャッシュカードを発行します。 4. 本店の取引開始に際しては、お客さまは原則、スマートフォン向けアプリケーション「あいぎんアプリ」、個人向けインターネットバンキング「あいぎんA i ダイレクト」を別途契約するものとします。 5. 第1条に規定する取引は、お客さまが本規定を承認し、お客さまのスマートフォン等を使用し、当行所定の方法でお申し込みになり、当行がこれを受付し、承認した場合に開始できるものとします。 6. 本店以外の当行本支店から、取引店の変更をすることにより、本店と取引を開始することはできません。また、本店の取引を本店以外の取引に変更することはできません。 (以下、変更なし)	子ども口座については普通預金での提供となりますので、記載情報を変更させていただきます。 (同上)